本件事業の完成により、富士東部地域において、専門的技術者が育成され、富士東部地域の高等学校卒業生の県外流出の防止及び富士東部地域の企業への就職の促進による専門的技術者の確保が図られることから、地域産業の発展に寄与することが認められる。また、本分校は隣接する山梨県立谷村工業高等学校とのカリキュラム等の連携を行うものとしていることから、教育の連続性により、より高度な知識と技術を習得した専門的技術者の確保が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業による環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件事業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件事業地内の土地に文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、山梨県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）等に基づき、各室の使用目的、学習スペース等の確保について個別に必要面積を勘案して決定しており、本件事業の事業計画は同規則等に適合しているものと認められる。また、本事業の施行にあたっては、本分校は山梨県立谷村工業高等学校とカリキュラムの連携を行うものとしていることから、山梨県立谷村工業高等学校の近隣地である３案について検討を行っている。申請案は、他の２案と比較して、取得用地面積は多くなるものの支障物件がなく、また事業費が廉価となること、山梨県立谷村工業高等学校の隣接地であり、カリキュラムの連携に最も適していることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、富士東部地域は、機械電子工業が盛んな地域であるのにも関わらず、専門的技術者を育成する施設がないため高等学校卒業生が県外に流出し、専門的技術者の確保が困難であることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県都留市役所

○北陸地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千五百六十一号金沢都市計画緑地事業二号犀川緑地

三　事業施行期間　自昭和四十五年十月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から一週間一般の縦覧に供する。

(三)(二)(一)　路線名　十七号及び三百五十三号

道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
堂南二丁目五六番二から同市石打字土壇一二三九番一まで	後前	三二・五五メートル 三三・五五メートル	〇〇キロメートル 〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日　中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から一週間一般の縦覧に供する。

(三)(二)(一)　路線名　九号　道路の種類　一般国道

道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
大名古屋市北区大曽根一丁目二一〇四番から同市北区大曽根四丁目二一番まで	後前	五四二五・〇〇メートル 〇〇六六五五・〇〇メートル	〇〇キロメートル 〇〇六六・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日　中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十三年四月十九日から一週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	名古屋市北区大曽根一丁目二一〇四番から同市北区大曽根四丁目二一番まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十九日